

第三十七回国会 参議院 商工委員会 會議録 第二号

昭和三十五年十二月十五日(木曜日)午前十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君

委員

赤間 文三君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
鈴木 万平君
山本 利壽君
阿具根 登君
椿 繁夫君
吉田 法晴君
向井 長年君
加藤 正人君

國務大臣

通産産業大臣 椎名悦三郎君

政府委員

経済企画 江藤 智君
通産産業 政務次官 始関 伊平君
通産産業 政務次官 砂原 格君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

説明員

通産産業省公 益事業局長 大堀 弘君

第九部

商工委員会會議録第二号

昭和三十五年十二月十五日【参議院】

本日の會議に付した案件

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○海外経済協力基金法案(内閣送付、予備審査)

○経済の自立と発展に関する調査(電力問題に関する件)

○委員長(鈴木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

最初に、理事会において申し合わせました事項について御報告をいたします。

本日はすでに付託されました二法案の提案理由の説明を聴取し、引き続き電力問題について質疑を行ないます。

なお、衆議院予算、商工、内閣委員会等の関係上、通産、企画両大臣の御都合により、通産大臣のごあいさつだけにとどまして、説明は、今回は特に政務次官から聴取することにいたします。

なお、次回は十九日月曜日から二十二日木曜日まで連日開会いたす予定とし、なお、衆議院の模様を見ることといたします。

以上御了承願います。

椎名通産大臣から発言を求められております。これをお許しいたします。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 今回推薦によりまして、はからずも通産大臣を拝命することに相なりました。いわゆる所得倍増の政策におきまして通産行政の占める役割はきわめて重大なるものがあると考えておる次第であります。辛い皆様の御鞭撻御協力を得ま

て、役割を十分に果し得ますように考えておる次第であります。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) なお、始関通産産業政務次官からごあいさつがございます。どうぞ。

○政府委員(始関伊平君) 始関伊平でございます。このたび通産政務次官に就任をいたしました。大へんふなれなものでございますけれども、皆様の御協力、御支援をいただきまして、通産次官としての職責を果して参りたいと存じております。どうかよろしくお願いをいたします。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、砂原通産産業政務次官から。

○政府委員(砂原格君) 砂原格でございます。このたびはからずも通産次官を拝命をいたしました。私はずぶのしろうとでございます。皆さん方の御鞭撻をいただいて、御指導、お引き回わしのほどをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、江藤経済企画政務次官から。

○政府委員(江藤智君) 江藤智でございます。このたびは経済企画政務次官を拝命いたしました。今後いろいろ皆様方のお世話様に相なると存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(鈴木亨弘君) 速記をとめて。

午前十一時三十九分速記中止

午前十一時一分速記開始

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めて下さい。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(砂原格君) ただいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業者主とする団体の系統金融機関として、中小企業金融の円滑化を通じて中小企業振興に重要な役割を果たしております。

最近における中小企業の体質改善の緊要性にかんがみその使命はますます重大となっております。

このような情勢において、中小企業者の金利負担の軽減をはかるとともに、当面する年末の資金需要に対処するため、商工組合中央金庫に対する政府出資を増加することといたしました。

すなわち、金利引き下げのためには、金庫自身の努力に期待するところ大なるものがあるのですが、政府といたしまして、その最も有効な手段として、政府出資の増額を行ない、明年一月からの平均三厘程度の引き下げに資することとしたのであります。

以上の趣旨に従って、本法律案の概要は、政府の商工組合中央金庫に対する出資金を二十億円増額することであり、これによって政府の商工組合中央金庫に対する出資は、現在の三十

七億円から五十七億円となることとなります。

以上が本法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(鈴木亨弘君) 本案の質疑は、都合により後日に譲ります。

○委員長(鈴木亨弘君) 次に、海外経済協力基金法案を議題といたします。

○政府委員(江藤智君) 海外経済協力基金法案の提案理由を御説明申し上げます。

最近の世界経済における重要な動向の一つといたしまして、東南アジアその他の開発途上にある地域に対する国際経済協力の問題が大きく取り上げられていくことは御承知の通りであります。

すなわち、戦後、これらの開発途上にある諸国は、その資源の開発ないし工業化をはかり、急速な経済の発展と、国民生活水準の向上を意図しているのではありませんが、そのためには、資本及び技術の面でその多くを先進工業国に依存せざるを得ない状態にあるのであります。

一方において、このような開発途上にある諸国の要請にこたえて、これらに對する経済協力を推進することは、世界経済全般からみても、地域的不均衡を是正し、経済交流の秩序ある進展をはかるためきわめて重要なことであると考えられるのであります。この

よるな情勢のもとに、最近においては国際開発協会の設立、開発援助グループの会議の開催など、経済協力を国際的規模において一そう強力に推進しようとする動きが見られるのであります。わが国といたしまして、今後東南アジア諸国等との経済関係の一そうの増進をはかる上から、これらの国に對する経済協力を積極的に推進することがこの際とくに必要であると考えられるのであります。

もちろん、従来もわが国のこれらの地域に對する経済協力が行なわれなかつたわけではないのであります。わが国の場合、民間企業だけではなお資力も十分でなく、また政府関係機関としても、日本輸出入銀行が、輸出入金融のほか海外投資に必要の金融を行なっているものであります。必ずしも十分とは申しませんが、必ずしも十分とは御審議をいただく海外経済協力基金法案によりまして、新たに独立の法人格を有する海外経済協力基金を設立し、経済協力をさらに積極的に推進するための体制の整備をはかることとしたのであります。

次に、簡単にこの法律案の内容を御説明申し上げます。まず、基金の目的は、すでに申し上げましたように、東南アジア地域、その他の開発途上にある地域の産業開発に必要な資金で、日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件で供給を受けることが困難な資金の円滑な供給をはかる等の業務を行なうことによりまして、海外経済協力の一そうの促進をはかることとあります。

次に、基金の資本金は、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金

に關する法律によつて、政府から日本輸出入銀行へ出資されておりました五十億圓と、その管理運用によつて得られた利益の積立金との合計額を日本輸出入銀行から承継することとし、政府がその全額を基金の設立に際し出資することとしておられます。また、將來、必要に応じて政府が追加出資することとなっております。

次に、基金の業務といたしましては、東南アジア地域等の産業の開発に寄与し、かつ、わが国との経済交流を促進するため緊要と認められる事業のために、必要な資金の貸付、または、特に必要があるときは、貸付にかえて出資をすることができ、このようない事業の準備調査またはその試験的実施のための資金の貸付、さらには以上のような投資の業務に關連したとして基金がみずから必要な調査をすることができるよう規定いたしております。

なお、基金は、その設立の趣旨にかんがみまして、右の貸付等の業務を行なうに当たっては、日本輸出入銀行の業務と十分な調整を行なうとともに、投資の条件等につきましても、日本輸出入銀行よりはるかに幅広く運用できるよう配慮いたしております。

次に、基金の機構は、極力簡素なものとする建前から、役員としては、總裁一人、理事二人、監事一人の計四人とし、また、事務の相当部分は日本輸出入銀行に委託して行なうこととしております。

なお、基金の業務の運営については、関係行政機関の所掌事務と密接な関係のあるものが多いと考えられますので、總裁の諮問機関として運営協議

会を設けることとし、関係行政機関と緊密な連絡を保つて業務の適正な運営が行なわれるよう配慮してあります。

次に、基金の監督は、経済企画庁長官がこれを行なうのであります。この法律の規定に基づいて認可または承認をする場合には、あらかじめ、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議して行なうこととなっております。

その他、定款、業務方法書、財務及び会計等の点につきましては一般の政府出資の特別法人とほぼ同様の規定を定めてあります。

以上がこの法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木幸弘君) 本案の質疑は、都合により後日に譲ります。

○委員長(鈴木幸弘君) 經濟の自立と發展に關する調査を議題といたします。

前回の委員会において栗山委員から要求のありました資料が提出されておりますので、これをお配りいたします。

これより電力問題について質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○栗山良夫君 私、ただいま若干、一部の地域で問題になっております電気料金の改定問題について、ごく全般的な点を一、二お尋ねをいたしたいと思つております。

十九年の十月一日付で実施に入つておると思ひます。その当時の料金改定につきましては、いろいろ各方面から批判があり、意見が述べられまして、そのうち点については、通商産業省から当時発行された、私、今持つております「電気料金の概観」というものに相当こまかく出ております。この内容を

見ますと、要するに、二十九年度以前に數回行なわれた電気料金の改定というものは、当時のインフレーションの進行に伴う原価は正が中心である。ところが、二十九年にはデフレの状況にあつたにもかかわらず、電気料金の改定を行なわざるを得なかつたことは、終戦後の新しい投資による資本金の負担といふことが、これが非常に高くなつて、そして原価高になつたために、これに補正を加えないといふと、將來の電源開発等に支障が来る、

こういふことが理由で当局は認めざるを得なかつたといふことが書いてあります。で、まあ、その他、二の例はありまして、いろいろなかまあるわけですが、当時、国会で審議に當つた一人でありまして、その通りであつたと思ひます。

一番われわれが今その當時を振り返つてみて、お尋ねをしなければならぬ重要な点が一、二あるわけです。それは当時、いろいろなまあ経営状態にあつた九電力事業社、経理的には一応二十九年十月一日現在において一つのスタート・ラインに並べた。全く同じ条件のもとに並べた。そして、いよいよスタートの信号を發して九社一斉に新しい経営に入つた。ですから、當時の計画がそのまま行き、各社が同じ力を持つておるならば、今日も九社

とも同じ経営状態であり、同じような内容でなければならぬ。それが現実には、非常に各九社とも格差が出てきておるわけです。経営内容の上において格差が出てきておる。ですから、この格差が出てきた理由といふものは一体どこにあるかといふことを私は検討しなければいけないと思ひます。それが一番問題点だと思ひます。そこでまずお尋ねをしたいことは、二十九年の十月一日に同じスタート・ラインにおいてスタートした九電力事業社といふものが、非常に格差が出てきておる。その企業格差といふものはどのようなものであつかうかといふことを伺いたい。で、数字的なことは、またいすれお尋ねをするとして、九電力会社の今の企業格差はいい方から並べますと、どういふ順序になつておるか、これをまず伺いたい。

○説明員(大瀧弘君) 非常にむづかしい点でございますが、企業格差として非常にむづかしい点がございます。これは、電力の内容が非常によろしくなつております。資本構成も非常によろしいのであります。今後の建設を考えましても、相当長期にわたつてやつていけさうだといふ見通しもあるわけです。その意味で、関西は非常にきつたといふこと、これは言えると思ひます。

当面、非常に悪くなつておりますのは、まあ御承知のように、九州電力が料金改定を必要とするといふことで申請を出してきております。これは私も見まして、経理的に相当苦しくなつておる。企業の資本構成その他も必ずしもいいと言えない状態になつてきております。

その他の会社につきましても、実はどこがいか、悪いかというところは非常に言いにくい点でございますが、まあ極端なものとしては、今、関西が一番いい。悪い方では九州。東京電力あたりは、これは現在の料金と建設との関係から、やはり経理が、非常に苦しくなっているという点、この上期決算において言えると思います。これもそういう意味合いにおいては、総体的には現状では悪いということが言えると思います。

その他の会社は当面値上げの必要はございません。しかしながら、開発のスピードが非常に早いために、やはり資本構成がどの会社も一様に悪くなっております。これが大体現状でございますが、ただいまこまかいデータを持っておりませんので、概略申し上げますと、そういうことでござい

○栗山良夫君 ただいまの点はもう少し的確にお答え願えるのじゃないですか。非常に厳格な調査を去年あたりからいろいろおやりになっておるわけですし、するわけですから、十分お聞かせ願えると私は期待していたわけですが、いかがですか。

○説明員(大堀弘君) ちょっと実はきょう数字を用意して参りませんでしたので、具体的な点は申し上げられませんが、火力地帯では、ただいま申し上げました以外では、中国、四国、北海道の三地点が火力中心の地点でございますが、割合に需用の伸びが小さく、開発も割合に低いという関係で、とにかく、一応経理関係では、現状で重大な赤字が出るというふうな事態にはなっておりません。

それから東北、北陸は、先ほど先生から御指摘がありましたように、二十九年以降に両会社が一度値上げをやっておりますが、やはり水力地帯で、水力の開発が大きいものでございまして、割合に経理に対する圧迫が非常に強く出ております。従いまして、これは一度値上げをしておりますにもかかわらず、ほかに比べると、割合に危険な状態にあるということが言えるのじゃないかと思ひます。

中部電力が、私も多少これはむずかしいのじゃないかと思っておりますが、需用構成の関係もあるかと思ひますが、ともかく、割合に経理状態がよろしいということは言えると思ひます。

大抵、概要としましては、はなはだ、数字的に今持っておりますので、概略申し上げますと、そういうことでござい

○栗山良夫君 そうすると、A、B、Cと三クラスに分けたら、Aは、三クラスに分けたらどういふことになりま

が原則です。ところが九電力の場合は、もう完全な公益事業であるし、今まではこのような名前をあげて、そして本委員会としては調査したこともし

と極端に言えば、資金繰りの面でもよろこびますが、そういうような各点から、若干の順位にいろいろ各要素によつては出るかもしれませんが、そういうものを個別に、あるいは総合して、順位というものをやはりわれわれに示していただきたい。と同時に、どうしてそういう格差が出てきたのか、その理由というものを明確に

○説明員(大堀弘君) まあ何といひますか、経理の収支状況から見ただけで、それからもう一つは、資本構成その他の資産内容、そういう面から見ました場合と多少違ひますので、ちょっとAクラス、Bクラスと仕分けすることでも私どもとしてはいかがかと思ひますが、経理的には、先ほど申し上げましたように、当面、私どもは、非常に苦しいと思われま

じゃないか。完全な国民の理解の上に電気事業というものが経営されていか

○説明員(大堀弘君) 御指摘の通り、私もこれは一番基本的な問題と考

○栗山良夫君 これはもう、普通の民間会社の場合は個別の名前をあげて調査をするということはしないというの

に比べてまして——火力でございますと、大体キロワットで、現在まあ石炭と重油の混焼で考えましても七万円ぐら

それからもう一つの問題は、需要構成がこれに対して違つていふと言いま

全体としてはやはり下がつてきてい

ほとんどないと思います。工場の余熱利用等で、それは若干はありますけれども、積極的に、そういうことなしに、自家発電を建設するといふような、戦前にあつたような姿は全くありません。このことは逆に言うならば、大企業、何万キロといふような電力を一工場で消費するより大工場がみずから自家発電の発電所を作るよりは、ただいまの政府がきめておる電気料金によつてやつた方が安いのだ、安上がりだ、そういうことが理由になつて、私は自家発電といふものができていなくとも、従つて、それを逆に言うならば、せつかく税金を使い、そうして国の金までも投入して、今電源開発をやつてきた電力といふものは、一体そういうような部面にとどの程度流れておるのか、ほんとうに家庭とか工場の電灯あるいは事業用の電力、中小企業の電力、そういうものに集中して行なわれたのか、その辺の分析といふものはつきりしない、これまた電力料金の検討あるいは将来の国家資金の投入の仕方等についても、にわかに私は判断がつかないと思ふのです。そういう検討をおやりになつてゐるかどうか。

○説明員(大堀弘君) 最初に電源開発法ができて以来の問題でございまして、現状で申しまして、電源開発公社が、これはほとんど全額財政投融資資金によつてやつてゐるわけでございますが、これは当時作りました以来だんだん増加しまして、現在是一年間に約四百五十億円の程度前後開発資金として電源開発に財政資金が注ぎ込まれてゐるということが言えるわけでございます。それからそれ以外に——財政資

金でやつておりますものは公営電気事業——府県が総合開発の関連で主としてやつておりますが、一年に約百億から百二、三十億程度の財政投融資資金——これは地方債でもつて調達をいたしておりますが、注ぎ込まれております。九電力関係の開発につきましては、現在三十五年度で二百億程度が開発銀行から融資されておるということでございまして、これが実はずつと横ばいでおる状態でございます。それにかかわらず、九電力関係の開発が非常に大きくなつて、ポリュームが大きくなつておりますから、結局全体の開発資金の中で占める割合としては財政投融資——開発銀行を通ずる資金といふものは総体的にだんだん比率が下がつてきてゐるというふうな格好になつております。全体として約八百億程度の資金を電源開発のために財政投融資資金を回しておるというところでございまして、しかしながらそれにかかわらず、つまり全体の電源開発の規模が非常に大きくなつてきてまして、来年度あたりは大体全体で四千億程度の開発資金を必要とするという状態になつております。ただいま八百億といふことは四千億で約二割が財政投融資で、八割が市中金融に頼つて社債発行あるいは借入れをするなり、外資を調達するといふような状態になつております。政府といたしましては、やはりできるだけ電源開発は努力をいたしておりますが、大蔵省の立場、われわれ要求いたしますのに対してやはり公共投資関係資金——港湾、道路その他公共投資、中小企業その他の対策資金に相当な金が必要ですので、電気に回す余裕はそれほどないといふことで、なかなかこれを

大幅に増額するといふことは困難な状態にあるのでございます。われわれもいたしましては、できるだけ財政投融資資金をふやしてもらはないと、資金の量の問題だけでなく、やはり先ほど申しましたコストの問題を考へました場合に、やはり低利資金をほしいといふことで強く要望をいたしておりますが、現状におきましてはそういうふうな状態でございます。

それから新しい電気——電源開発によりまして相当電気の量が倍にもふえておりますが、それがどう食われてゐるかといふお尋ねでございまして、お手元に配つております資料では九ページのところに九電力合計の電気需用の伸びだけが数字として出ております。これだけでは不十分ではございまして、この伸びだけ見ていただきますと、一番右の方の欄に二十七年から三十四年までの伸び率が出ております。これで見ますと、二十七年から三十四年までの平均伸び率として、電灯が九・八%伸びております。それに對しまして電力の伸びは小計といふところに、下から三段目のところに小計といふ欄がございまして、これが電力の需用の全体の合計でございまして、これが一三%と出ております。従いましてキロワット・アワーで見ますと、確かに電力でございまして産業面の需用の伸びの方が大きくて、家庭用の方の伸びが、電灯の伸びの方が低いといふことが大づかみに言えるのではないかと。最近、三十四年あたりは電灯の伸びが非常に高くなつてきております。ことしも高くなつておりますが、これは家庭用の電化の関係かと思ひますが、最近は一三%といふような

高い伸びを示しておりますから、電力もかなり伸びておりますが、どちらかといふと電力の方の伸びがキロワット・アワーとしては大きく出ているといふことが先生御指摘のように言えるのではないかと思います。

○栗山良夫君 今の説明ですけれども、率からいへばそんなに大したことないですが、絶対量からいへば三十四年の場合は大口電力と、需用合計といふものと比較すると、需用合計の約六〇%は大口です。七百二十八億六千万キロワット・アワーに対して、四百四十九億六千三百万キロワット・アワーだから、六〇%が大口です。ですからどんなにしても新規の開発の発電の過半数は大口電力に流れてゐるということとはつきりしてゐるわけですが、ですからそういう現実になつて、今の大口電力の料金といふものが公正妥当に行なわれてゐるかどうかといふことの検討が必要だと思ふ。これはもうしろと目には明らかに、戦前にはあれほど饒つて作られた自家発電といふものが、びしゃつとまとつてゐるのですから、そのまとつてゐる原因はどこにあるかといふことは一目瞭然です。から、そういう点から検討を加へなければならぬ、こう思ひます。その点が一つ、先ほどお話になつた九電力に開発銀行から出した金はわかりました。が、九電力の一年間の開発費は幾らですか。三千幾らになつてゐるのですか。九電力の開発資金所要資金は、一年で幾ら合計。

○説明員(大堀弘君) 九電力の分は大体三千三百億。

○栗山良夫君 そうすると、電源開発法によつて電源開発の所要資金は、低

利の金を政府が責任をもつてやるというながら、現実には資本費がこれほどたくさんふえてきてゐる。二十九年から比較して、もう倍以上の資本金が必要でしてゐる。この根本原因は、非常に金利の高い金を無理に集めて、三千三百億程度の金で開発が毎年やつてきたその結果がここに現れたと私は思ふのです。電発は全部政府資金ですからこれは問題ない。従つて今九電力事業の経理内容の悪化を防ぎ、しかも電気料金を上げないでいこうといふことならば、やはり政府が当然約束した通り、こういうところを中心に検討を加へなければならぬわけですが、池田総理大臣なり通商産業大臣に總括的にお聞きをすることですけれども、かつて新政策を出されたときには、料金の値上げといふものはしないのだといふような、今の企業の合理化によつて大体吸収するのだといふことを言明されております。しかしこういう具体的な数字を拜見するといふと、企業内の合理化で吸収する余地といふものは少ないが、燃料費、資本費……電源開発を進めながら、そうしてしかも企業合理化の範囲内で、池田さんの言われるようなことが吸収ができるかどうか、そこに私は疑問を持つわけですが、そういう点についても明確な答弁といふものはない。これは池田さんに私は直接——一番重要な、鉄道にも、その他公共料金、全部関係することだから一べん伺ひたいのですが、たまたま電気の問題はここに具体的な数字が出てきてゐる。これはどんなにさか立ちしたところで、企業内の合理化では吸収できない。今の資本主義経済の中にお

いてはできない。それを一体どうするか。そういう問題があるわけです。

○説明員(大堀弘君) これはもう栗山先生、非常に御専門で、御承知の点でございしますが、電氣に關しましては、これは一般の物価に対する影響も考慮しまして、今日までできるだけ押さえるという建前で私もやって参つておりますが、その結果、御承知のように、過去の低價をベースにした原価計算をいたしまして、たとえば戦前のものは、水力は、キロワット五万円ぐらゐの簿価で原価計算をして償却その他の経費をはじいておりましたが、新しいものは、さき申し上げた十六万円もするということになりますと、当然償却の点あるいは金負担の点で現在の料金で吸収できないという面が出て参ります。私もとしては、やはりいろいろ、できるだけ合理化もし、合理化にだんだん近づいておりますが、燃料費等につきましても、重油専焼の火力等によつて——これは石炭との対策につきましても十分考へて参りますが、やはり重油専焼にしますと、建設費も二潮安くなる。あるいは従来の重油価格が相当下がつて参ると考えられますので、そうしますと、発電端でかなり安い火力が追加し得るということになりますし、そういったことと合わせまして、できるだけ原価が上がらないように努めて参りたいと思ひますが、それにいたしまして、根本的には、先生御指摘のように、やはり資本費の面で無理がございしますので、新しい建設をやりますと、多少はやはりやむを得ない面が出てくるんじゃないかと、かように考へておるわけでありまして、できるだけ努力をして高騰を抑制しながら

やりたいと考へておりますが、多少やはり是正をしなければならぬ面もあるかと思ひます。

○栗山良夫君 私はどうも断片的なお尋ねをするに結果においてなつてしまひました。先ほど求めました資料が全部整理されて当委員会に提出されたとき、もう少しこまかく内容についてお尋ねをしたいと思ひます。それで、今お尋ねした二、三の点は、私の常日ごろ関心を持っております一番中心点でありますから、その点については後日もう少し詳しくお尋ねいたしますので、その御用意を一つお願いいたします。

特に、新しく開発された電氣の供給料金、これにメスを入れないといふと、結局回り回つて小口の消費者に大きな負担がかかってくる。私はそれをおそれるから申し上げるのです。この点は、理論的にはいろいろ御意見はあろうかと思ひますが、別に戦前の態勢に戻さうというわけではないけれども、経済の仕組みからいって、今、現内閣が自由経済を主張している以上は、われわれ社会党が立てる政策は別ですけれども、自由経済主義を信奉しておる政府のやり方としては、多くの零細企業に無理を強要してくることになる、結果において、こういうことには私考へておりますので、この点は一つ特につけ加えておきたいと思ひます。

○吉田法晴君 電力全体について、特に開発資金とそれから電力料の問題について全般的に栗山委員から指摘がございしましたが、そういう全体のあれの中で電力料問題も検討せられなければならぬと思ひますが、ところが實際

には問題がたくさんあり、全体の調査解明の中で問題をきめていくという態勢のほかに、九州電力については内申請がなされた。選挙前に、当時の石井通産大臣にお尋ねをしたところが、申請はあつて、十月一日から実施という慎重に対処したい。その問題については、これも第一次内閣で第二次内閣でもそうですが、公共料金については値上げを抑制していきたい、こういうことだから、この九州電力値上げの問題についてもできるだけ抑制したい、それから慎重を期したい、こういう話でしたが、その後どうなつておるか、まず承りたい。

○説明員(大堀弘君) ただいまお話のように、七月の十四日に申請がなされて、申請書では十月一日から施行してもらいたいという申請の希望になつておりますが、私も申請の希望としては、料金算定をいたします作業として、まず需給の推算、二年間の需給の見通しを的確につけますこと、現下の収入及び支出の計算をいたしますのに相当時間がかかりまして、十一月まで事務的な作業を進めて参つたわけでありまして、一応いろいろな角度から分析なり検討はある程度済んでおるわけですが、今日、今日の段階をいたしましては、法律の規定によりまして聴聞の手続をして、聴聞の結果を参酌して案を確定することになっておりますので、この二十日に福岡で聴聞会を開催する手続をいたしまして、私、国会中でございしますが、二日だけお許しを得て九州で聴聞をして事情を聞いて参りたいと思つております。その上で最終的な

案を固めるようにいたしたいと思つております。

○吉田法晴君 慎重を期したい、値上げはできるだけ抑制をしたい、こういうお話と、それから事務的に需給推算等をやつて、聴聞会二十日、こういうことになりましたと、通産省としては、全般的な問題、あるいは電力開発資金を財政投融資と政府資金でまかないたいという一般の方針もありませんけれども、それにもかかわらず、九州電力の値上げについてはある程度やむを得ないのじゃないか、こういうことについていふば一般の中での個別的なものについてはほとんど値上げの手続を進められておるような印象を私も持つのですが、その辺どういふ工合にお考へになりますか。先ほどの栗山委員からの質問に關連すると、全般的な開発資金による経理の悪化その他は、電力値上げあるいは一般負担でなしに、これは地域差を拡大するといふ点もあつたが、全体の矛盾を全体の矛盾として解決しないで、個々に対処して、こう、こういう感じがするのですが、その辺についてももう少し通産省の態度あるいは意見、そういうものを承りたい。特に最近の新聞紙上、一％あるいは二％の値上げをするかのような内意と言ひますが、意向が伝えられたりしている。これは選挙の前には値上げしないだらう。選挙が済んだら上げるとのだらうと言つたら、いやそうではありませんと言われた前の当委員会での大臣の説明、あるいは通産省の態度からすると、少し違ひようになってきたと思ひますが、いかがでしようか。

○説明員(大堀弘君) 先ほど来、栗山先生の御質問にお答えしました中にございしますが、ある程度原価の高騰の事情があるという、それはできる限りにおいて吸収しまして、値上げをしないように持つていきたいと考へておりますが、やはり部分的にはどうしてもそういう事情が出てくるものは、これは私企業でもございまして、財政資金で全部をまかなつていくわけにもいかない現状におきましては、資金調達の方法として、ある程度は合理的な経理内容にしていかなければ、資金の調達もできないわけでございますから、その辺を勘案いたしまして、ただ、産業及び国民生活に対する影響という問題は、これは非常に重大な問題でございまして、われわれとしては影響に与つて最小限度に、最小の影響にとどめるように工夫をいたしまして、この問題の解決ができるかどうかといふことを慎重に検討いたしておるわけでありまして、

○吉田法晴君 産業、それから国民生活一般についての影響等については、どういふ工合に見ておられますか、あとで承りたいと思ひますが、今承つておるのは聴聞会あるいは聴聞会を開いたら間もなく査定を實質的にされる、あるいは認可の方向にいくのではないかと想像がつくのですが、その中で新聞では一％、二％のあれが報ぜられていたりするのですが、そういう今までの査定と申しますか、需給計画なりあるいは査定なりの作業が、どの程度に進んでおるか、その点も承りたいわけですが。

○説明員(大堀弘君) 私ども事務局としましては、量の面あるいは収入の

面、経費の面、相当にまかく分析をいたしまして、一応検討の結果の事務的な検討も持っておるわけでございすけれども、これはあくまで事務当局の計算だけでございまして、重大な問題でございすから、聴聞会の意見その他各方面の御意見を十分伺ひまして、最後の御決定をいただく。これは閣議にもはかつてきめる問題になっておりますので、そういう手続を経て処理されることになっております。私どもは、まだ今日内容について申し上げることができませんことは、はなはだ申しわけないのでございすますが、御了承いただきたいと思ひます。

○吉田法晴君 事務的にはある程度検討を進めて聴聞会を云々というお話ですが、次官お立ちのようですから伺ひたいのですが、大臣にもおとといですか説明がされたということですから、次官は、そのことは御承知だと思ひますが、最近物価がいろいろなものについて上がりつつあります。これは九月の三十日、前の内閣のときですが、物価対策として方針が定められ、これは閣議了解が閣議決定が知りませんけれども、決定を見たように、電力自身自身の合理化によって吸収したい。あるいは電力値上げはしない。新しい開発は財政資金による、こういう電力自身の問題は、先ほど栗山委員からも御指摘されたところですが、電力あるいはガソリン等いろいろ、いわば政府が直接関与する物価についても、これの上昇を抑えるという方針が決定しておたはずでありますか、その方針が、なお生きてゐるのかどうか、私は生きてゐると思ひますが、それと電力値上げ問題は、九州から出てきたのであります

が、九州で、もし認められるということになれば、先ほどの話からいっても、新聞報道等からいっても、東京電力その他相次いで値上げの申請が行なわれてくるだろうと考えられるので、この物価抑制の方針と、それからこの電力値上げ問題について、どういう工合に政府としては対処されるようとしておるのか、その点、次官に伺ひたい。

○政府委員(砂原格君) 御質問の要旨は、まことに重要な問題でございすので、内閣の方針等につきましてはいずれあらためて、担当の大臣からお答えをさせていただきますと思ひつております。

われわれの考え方といたしましては、できるだけ値上がり等は抑制するように努めなければならぬ、国民の生活が安定できるように最善を尽くさねばならないと考えております。

○委員(鈴木幸弘君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員(鈴木幸弘君) 速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 政府の方針とその電力値上げ問題とは、大臣がおるときに、い、そういうお話ですから後刻に譲ります。

それでは公益事業局長にお尋ねをいたしますが、事務的な進展の模様と、それから聴聞会をやる云々の点は、大臣御了承で、あと、どういふように査定をするか、あるいは値上げをするかという点は、これは政治問題でもあるし、今の政務次官のお言葉でいへば、追って相談する、こういうことですか。

○説明員(大堀弘君) 聴聞会を開催することにつきまして、もちろん大臣の御了解を得まして手続を進めております。事務当局の計算につきましては、こういう計算だということは申し上げてございすますが、これをどう扱うかということとは、御審議いただいております。

○吉田法晴君 先ほどの栗山委員の質問に答えて、経理の内容の苦しいところ、その他東京電力が、九州電力に次いであげられたりしましたが、巷間伝えられるところによれば、九州電力の値上げが済めば、東京電力等も申請するのではないかと、いふことも言われているのであります。公益事業局としては、九州電力の電力値上げ問題だけでは済まぬのじゃないか、どういふようにお考えになっておられますか、その辺の、他に對する影響等は、どういふ工合にお考えになっておられますか。

○説明員(大堀弘君) これは、申請は会社はいたすこととございすから、会社はやはり法律の規定に基づいて経理が悪ければ政府に對して申請できるということになっておりますから、会社がいふこととでありますが、いつ出しますかわかりませんが、私もが経理を見ております上からいいますと、経理的にかなり窮乏な無理な決算をしておるというふうに考えられます。これは、当面九州と東京の二社でございす。その他は私どもは、まずかりに九州の問題が出たからといって、おれの方も値上げをしようといふて出してくる理由はないと考えております。むしろその二社以外、当面問題になるところはない、かように判断いたしておるわけであります。

○吉田法晴君 九州電力が他の電力会社よりも先き立つて、その値上げ申請を行なつた理由は、どういふことかという点ですが、先ほど来九州電力の申請書を見ても、値上げの理由として、増大する需用に對して電源開発に努めた結果、資本費が高騰した上に、火力地帯であるために、他の水力地帯からもらつていた水力調整金が三十二年から廃止された、企業努力をしたにもかかわらず経理が逼迫して値上げをせざるを得なくなつたと言つておりますが、企業努力をどの程度行なつたか、また水力調整金のようなものを復活する意思があるのかないのか、その点について答弁をお願いします。

○説明員(大堀弘君) 企業努力、合理化をしました実績につきましては、先ほど申し上げた九電力全体についての数字を申し上げましたが、この点につきましても、九州につきましても多少出入りしてございすますが、大体同様に努力をいたしてゐると認められます。これは数字的に見ましてです。やはり値上げをしなければならぬ原因として考えられますことは、先生御指摘になりました。やはり開発に伴う資本費の増高と水力調整金の廃止によります。マイナ、それ以外に、私どもは、ちよつと気がつきますことは、九州は非常に渇水続きで、これは九州電力の中をとつてみますと、九州だけが一番水の状況は、ここ数年続いて悪いわけにございす。これが一つの原因になつてゐるかと考えられます。それから水力調整金の問題につきましても、これは再編成のときに三十二年を限つて終わるといふふりになつておまして、法律上それが停止になつたわけでございまして、私

どもは今日の状態では、あのままの形のものをごとくともすといふことは、はたして適當かどうか、なお検討を要する問題でございすますが、今当面、これをどうとすといふ考え方は持つておらないわけでございす。

○吉田法晴君 そうすると、企業努力の点は、限界にある程度までおつて、他の方法による以外にはない、どういふ工合にお考えになるんですか。

それから問題は、渇水が九州に一番影響があつた、予定の水量がなかつたためにといふことでありますが、水力調整金を復活することはできないにしても、関西あるいは東京等にあります水力の融通、こういう点は、東京あるいは中部、関西等については、実際に融通があつた。従つて他には渇水の原因がなく、九州にそれがあつた、それから経理の面でいふと、水力調整金がなくなつて、それが九州電力の経理に悪影響を加える、こういうことで、すから、電力融通という問題がございす。あるいは九州の経理の困難を打開していく方法、内部的に経営努力といふものか、あるいは合理化の努力といふものか、ほかと一緒になお残つてゐるとしても、限界に達しておるとすれば、別な方法について考えられなかつたか、どうなんですか。

○説明員(大堀弘君) 企業努力も、もちろん私どもは現状で満足するわけにございすません。さらに会社に対しては合理化の要請をいたしております。また今後ともいたすつもりでおります。

融通の問題につきましても、これはむしろ渇水の場合には、ほかの電力会社から買電をいたしましてやるわけでございすますが、それだけコスト的には

高くついで、経理的に圧迫になるというよりなことになる。従いまして全体として広域運営の方針にのっとりまして、できるだけ融通を最大限にやらして、いこうということ、これももちろんわれわれとしても、これで十分とは思っておりませんが、今日までかなり実績も上げて参りまして、最近では、かなり融通の量がふえて参っております。

その結果、現在までも、単独で運用する場合よりも、五十七万キロワットぐらい発電設備を削減したくらの効果を上げております。上げておりますが、私どもといたしましては、もっとこの点に努力をしてもらいたいと思つて、現在も要請をいたして参りまして、努力はいたして参るつもりであります。

ただ、それらの努力を重ねまして、なおかつ資本費の負担というものは、先ほど栗山先生の御要望によつて作り直した資料の中に書いてございまして、資本費の負担が、どうしても上がつて参ることは、開発をやれば避けられない点でございますので、その点は、ある程度考えてやらなければならぬ点じゃないかと思つております。

○吉田法晴君 開発費の問題は、栗山委員との質疑の中でも、新しい電源開発を電発なり、あるいは財政資金でやるべきではないかという問題でございしますが、それはあとで、もう一ぺん取り上げることにしまして、全体的な融通の問題について、九州の場合には、ほとんど東京あるいは関西におけるような融通というのは、実際になかったと今承知いたしておりますが、そ

う点については、現在までよりも、さらに一そう融通をすべきじゃないか。洪水という理由を一つあげられまして、少なくともそれは九州だけの理由ならば、全国的に公益事業として融通も行なわれているし、現状よりも、もっと融通をすべきじゃないか、こういう主張がこれは当然なされると思うのです。九州内だけで融通する、あるいは九州と中部だけ、これは、みな相互のことですが、実際に、九州の電力が安くなるように水力を送るといふことは、現在実際に行なわれておりません、これは全国的に、そういう問題が残るという点は、これはお認めになりませんか。

○説明員(大堀弘君) ちょっと先生の御質問の趣旨にお答えになるかどうかわかりませんが、これは先生の御質問の趣旨が、私がさつき申し上げたことは、洪水になりまして、つまり九州内部の水の出方が減りますから、当初予定した以上に、その量だけを火力をよけいたしまして電気を補給しなければならぬ、これが第一段の問題となります。

従いまして洪水しましただけ、水力は、現在の設備に対して水の面だけ、は、ただで出るといふことになりまして、炭代が、それが火力をたきますので、石炭代が、それだけふえるという格好になつて経理的に苦しくなる。融通の問題は、それでもなおかつ九州内で足りないときは、もちろん中国なり関西なりから電気を送って、需用家の需用に応じていかなければならぬということでございます。

それは最初申し上げた問題は、そこ

までいかないで、経理的な問題ということ、水力で足りない面を火力で埋め合わせれば、それだけ石炭代がかさんでコストに影響するということ、私は申し上げたのです。

○吉田法晴君 九州の洪水の問題は、この一、二年あったことは私も承知しておりますが、それは一時的な問題であつて、今の経理の圧迫の一つの要素になるかもしれないが、それが電力値上げの理由にはならぬのじゃないかと、それが一つ、それから水力があるいは洪水が一時的に影響をするとしても、その影響を電力値上げで九州の国民なりあるいは産業だけが影響を受けなければならぬといふことは、ないのじゃないか、あるいは全体的な電力融通の問題もあるし、九州、四国との電力融通だけでなく、もっと全国的に電力の理由としてあげられておるとすれば、それは理由にならぬのじゃないかといふことを申し上げた。

○説明員(大堀弘君) 御指摘のようには、それだけでは重大な理由にはならぬと思ひます。先ほどちょっと経理が悪くなつていふ一つの事情として洪水のことがあつたといふことを申し上げましたが、基本的には、やはり資本費が増高するといふことが、やはり料金の原価の高騰の基本的な原因であると考えております。

○吉田法晴君 残りましたものは、資本費だけの話ですね、そうすると、それはあとで触れますが、電力値上げが、国民生活あるいは他産業へ、どういふ影響を与えるかといふことは、どういふ工合に見ておられますか。おそ

らくたくさん陳情あるいは反対の資料——反対、陳情の資料を受けておるだろうと思ふのですが、通産省自身として、どういふように見ておられますか。

○説明員(大堀弘君) いろいろ今日まで何つております陳情の中で、私も特に注意いたしておりますのは、電灯につきましては、制度がちょっと変わることに参りまして、アンペア制を施行するといふのが会社側の原案になつております。制度の切りかえによつて、今まで使つておつた人の中で、特殊な電気の使い方をなさつた方については、アンペア制をとつたために非常に上がる。たとえば五割も六割も上がるという方が出るといふことは、確かに会社の今の制度によりまして、出る面があるようでございます。

全部ではございせんが、一部あるようであります。その点は、制度そのもののよしあしは別といたしまして、やはり一挙に五割も六割も上げるような切りかえといふのは適當でない。従つてこれを緩和して一般の値上げ率から大きく離れた値上げにならないような制度の運用について、あるいは制度そのものについて、やはり検討する必要があるのじゃないか、かように考えております。

電力面の需用につきましては、もちろん上げない方が望ましいといふことで、どの方面も上げてほしくないといふ要望は一樣でございます。一番問題にしておられるのは、石炭あたりは、やはり合理化も要請されておりますし、苦しい状態でありまして、石炭あたりの要請がかなり強いように思ひます。制度的にも、従来の二段料金制

をやめていくといふこと、あるいは負荷率割引等について、多少制度の運用が変わつてくる原案になつております。そういう面については、影響が大きいといふことは避けなければならぬといふことで、そういう面については、十分検討する必要があるのではないかと、抽象的でございますが考へております。

私どもとしましては、やはり会社の値上げ申請について、原価面を相当査定も加え、最小限度に圧縮していかなければならぬと思ひますと同時に、料金のレートの影響、個々の影響というものについて、やはり慎重な配慮を配つて、あまりきつい影響が出ませんように、影響を殺すようにして料率を変えていかなければならぬのじゃないか、この辺について、一そう検討をいたしておるわけであります。

○吉田法晴君 個々の電灯あるいは産業、特に石炭産業等については、配慮をいたしておることについては感謝しなければなりません、きのうも実は九州関係の議員が参りまして、お見えになつております参事官等の説明を聞き、それから質問もしたのですが、その中で出ております空気は、公益事業であるにかかわらず、かつては二割二分も配当をしておつた、あるいは今も一割の配当をしておる。それは、自己資金の増加をはかつていかなければならぬのに配当しなければならぬのじゃないかといふ説明もあつたんです、問題は、公益事業、それから公益事業でもって、開発資金が一番理由になつて九州だけ一番全国で高い電力料を支払わなければならぬといふ点につ

でいきますと確かに高くなりますが、まあ、われわれはそのまま認めるつもりはございません。相当これは査定を

なことはしないというさつきお話でしたが、個々のこれは産業について御検討を願って、そうして料金査定をいた

が、資料が十分おありになると思うのが、すけれども、今、手元に――ゆっくり見るとあると思うのですが、手元に

それからもう一つは、先ほど言われたように、負荷率割引の制度もやめられる。そうすると、せっかく電力の側

一七・五という非常に高い率が出ており、特に負荷率割引の問題の制度の改正と、二段料金制をしいており

ますから、そういった制度の改正によつて、石炭当たり、ひどい人は二五%、それから三〇%近く上がる方もあるような推定が出ております。私どもは料金そのものも、その会社の原案通り直すわけではありませんが、負荷率割引等についても、やはり相当私どもとしては影響の出ないよう、負荷のいいものには、やはりもう少しいいようになるように、制度の直し方を調整しまして、石炭に対する影響を極力避けた、かように考えております。

ただ、まあほかには上がつても、石炭だけは上がらぬというふうなことになるますと、やはり料金制度から見まして、ほかの一般の需家との関係もございまして、そういうことは、ちよつと私どもとしては申し上げかねるわけでございますけれども、石炭に對して非常にきつて影響を与えるという点は、影響の出方を、最大限度ゆるめるようにいたしたい。これはまあいろいろ検討いたしておるわけであります。

そういうつもりで私はやりたいと思つております。

○吉田法晴君 負荷の平均化の努力については、その努力を無視しないように、負荷率割合を一挙に廃止するのでなしに考えた、その点はわかるのですが、もう一つの、とにかく政府の方針として、石炭のコスト・ダウンをやる、あるいは燃料対策としても、その一環なので、石炭と電力との関係はよく考えていこうと、石炭の値上げの原因にならないように考慮するといふ、具体的なその考慮については、今のところ何も御説明がございませんでしたが、その点については、これは公

益事業局だけになしに、通産省全体として御考慮願わなければならぬことだと思ふのですが、それらの点については、ほかの方おられますから私は質疑をやらないのですが、その点については、いかがでしょう。

○説明員(大堀弘君) まあ広い質問で、私だけで申し上げかねる問題でございますが、実は私は、公益事業の電気の担当の立場の者として、やはり将来問題は、電気、石炭は運命共同体と申しますか、やはり石炭の一般の需要が減つても、やはり電気は、石炭をで

きるだけよいいたして、石炭の需要の大きな分をささえていくのが、やはり日本経済の大きな方向じゃないか、私もそういう意味で、現在電力業界の方に要請しまして、石炭協会に對して長期契約の申し出をして、現在業界で話し合つて、新聞にも報道されておりますが、現在千五百万トンくらい九電力で使つておりますが、それを将来二千万トン以上に引き上げていく、そういう長期契約をして、安定した需要として持つていこう、こういう一つの大きな立場から、石炭の問題に協力をしていきたい、かように考えておるわけでありまして、まあ個々の料金につきましては、多少、一つだけ特別扱いする制度からしまして、公平の見地から、ほかの面から議論が出てまして、非常にむずかしい問題がございまして、石炭の合理化及び将来の需要に對して、そういう形で電力業界が協力していかなければならぬといふことで現在も指導をしておるわけでありまして。

多少真正面のお答えになつていないかもしれませんが、私はそういうつもりで現在行政指導をしておる、こういうつもりでおるわけでありまして。

○吉田法晴君 長期契約についての努力は、これは石炭炭鉱の側から言つてもむずかしいことだし、通産省として、あるいは石炭局等からも勧奨しておられると思うわけですが、電力の側から、御指導願つておるという点については感謝いたしますが、それで長期的な電気、石炭政策を確立していきたい云々という点からは当然だと思ふのですが、今申し上げているのは、それは私も存じておりますし、それから感謝もしなければなりませんが、石炭を下げる、それから電力についても、石炭の価格というものが電力に影響する、こういうことで、これは石炭に對する、政府なりそれから経済全般の要請だけなしに、電力からもあるわけですね、そうすると、石炭が上がると電力自身も上がらざるを得ない、いわば鶏と卵の関係にある。従つて石炭も下げろと言ひ、石炭を下げる努力をしておるが、その中で、百円というのには運輸の部面、たまたま努力をしておる中で、輸送費の節減し得る最高限に当たるが、それを全部食うだけの金額になる、従つてそのコスト・ダウンの努力について、これに当たる卵の関係もあるし、電力からも努力を願うべきじゃないか、そういう意味で長期契約もですが、具体的な方法はともかくですが、石炭と電力の関係、特に九州のことですから、料金の問題についても特に考慮せらるべきところはないか、こういうことを申し上げておるわけですが、重ねてお答え願ひます。

○説明員(大堀弘君) まあ私も、百円も上げるといふのは、かなり大きな影響だと思ひます。ちよつと今数字を申し上げられませんが、これは相当小幅にとどまるようには最大の努力はいたしたいと思ひます。今私が申し上げたのは、電力はまあ、石炭を使う立場にもございまして、電気は石炭に使われる立場にもあるわけでございます。そこは、十分九州の石炭の事情を考慮して、値上げ問題の処理をしなければならぬ、かように考えております。会社側の方でも、その点は十分事情を了解しているように私どもは判断をいたしております。

○吉田法晴君 それから、先ほど中小企業の例は一つだけあげましたが、化学工業、それから中小企業について、これはまあどの産業云々という点はいかぬという話でしたけれども、化学工業については、全体について資料がございせんが、たとえば手元に、中小企業の中で、酸工場の場合に、中小企業八社十一工場の資料の中に、三三%上がるといふ点がございまして、あるいは中小企業の点について二割五分も三割も上がるについては、そういうふうにならぬように考えたいといふ話でしたが、化学工業についてはいかがでしょう。

○説明員(大堀弘君) 私は各産業について、あまり大きな値上げ率が出ないようには考えて参りたいと思ひます。ただ、まあ多少個々の需家の使い方によつては、個々の方まで料金を個別にきめるわけに参りませんので、一定の基準で参りました場合に、今までの電気の使い方によつて差が出てくる。ですから特殊な方に、ときどき高いものが出るということは、どうもそこまでの配慮はあるいはできないかと存じます。

○吉田法晴君 ついでですから、恐縮ですが、たとえば化学工業で、戦前自家発電を持つておったところがあり、そしてそれが統合をされて、過去に返還問題があつたことも御存じだろうと思ひますが、そこでそのときに、これは公益事業で自家発電を持つていと同じような安価な電力を供給するからということで、そのときは押えられた事情等も私は思い起こされます。化学工業に對する九州だけでは、これはまあ壊滅的な打撃を与えるような値上げはない云々という点にはありますが、石炭と並んで、これからの、困難をえている九州の化学工業の問題ですから、やはりそれらの過去の経緯、それから言明されたところをやはり思い起こして事に当らなければならぬと思ふ。査定に当たつての考慮せらるべき要素と考えられますことを指摘しておきたいと思ひます。

それから最後に、まあ先ほど全体としても話が出ておりましたが、開発資金が今後要るから経理に大きな面を持つ云々と、これが一番大きな問題でしよう。

そこで、全体の電力関係について、新しい開発資金は財政資金という電源開発法の精神からも、先ほど来質問になつておりましたが、今いたしたい資料の「電源開発推進とその問題点」の一番しまいのところにも、財政投融資のあり方が、電力問題と関連をして再検討されなければならぬ、あるいは今以上の開発資金を出さるべきじゃないか、全体として個々の産業ごとに、やはり大きな開きが出ないようには十分注意して参りたいと考えております。

いか云々という点を書いてあるのです。これは書いてあるだけで、きのう何か説明を聞いてみると、従来の返済分を含めて、昭和三十六年度四百億の開発資金を調達すれば、財政資金から出してもらうとすれば合計約六百億くらい、従って、その六百億くらいは、今の財政資金の総額から言えればやむを得なからうといったような意見が出たりしておたのですが、これはやはり基本的な問題として、われわれもそうですが、政府全体としても現状に満足しないので、新しい電力を開発する資金の關係で、それが国民に負担を負擔せなければならぬ、あるいは特別に九州なら九州についても、負担を増加しなければならぬというのは、これは何としても承認したいと思つてます。しよりのないというのじゃなくて、この開発資金については、財政投融資で責任を持つべきだという点をほつきりして、これを増加させるために努力を、これは党派を越してやるべきではないかと思つてますが、その点はいかがでしょう。

○説明員(大堀弘君) 大へん御趣旨はけっこうだとおもうのでございまして、ただ何と申しましたも、来年度四千億にもなるような大きな開発資金が要りますので、一年で四千億、これは財政資金で大きく予期するということになりますと、やはり現在言われておる公共投資の、これは私が申し上げることではないので、全体の立場になりまして、投資またはその他として、いわゆる公共投資面の立ちおくれを回復するために、相当資金需要が強いという中で、われわれがさらに現在以上の財政投融資を要求しておるわけ

であります。従いまして、それはできるだけ努力はいたしますが、やはり内部調達及び外部調達といふことが、民間資金の調達によつて、あらゆる面で努力しませんが、とてもこの四千億の資金は困難ではないかと思つて、現在在社債の発行につきましても、特別に大蔵省で動いてもらひまして、金融機関を集めて協力を要請する会議を数回やっております。その結果、社債の発行を相当増額していただくようになった、あらゆる面、外債の面その他いろいろな面で努力をしていかなければならぬ、かように考えております。

御趣旨の点で、財政投融資は、もちろん、われわれ今年度のようなことでは困る、ぜひふやしてもらひたいということとを強力に要望いたしております。

○吉田法晴君 資料によりまして、昭和二十六年あるいは二十七年当時の財政投融資の額から、あるいは割合から見ますと、最近では非常に小さくなつていますね。三割あるいは四割といつたよりなあれになつておりますが、これといふとお考えにならぬと思つて、すけれども、今までのあれから言ふと、多少しよりのないという、総額四千億にもなるし、しよりのなからうという気持も若干あるようですが……。

○説明員(大堀弘君) ちょうど資料の二十ページのところにグラフがございまして、青い方の二十ページでございまして、三十五年のところに比べて、三十六年、来年度は私どもとしては、この開発の純増が百億であります。上から四段目くらい、三十五年度の上から四段目に書いてあります。ことしが百億くらい増であります。来年度は四百十一億ふやしていき

い、つまりネットでございます。グロスでございます、大体五百億くらい来年度資金をふやしてもらひたいという要請を今大蔵省に出して、強く要望いたしておるわけでありまして、しかしながら、私は弱いことを言うわけじゃございせんが、なかなか困難な事情もございまして、それだけ当てにしていくわけにもいきませんので、民間の資金についても、われわれとしては並行して努力をしていきたいということをお願い上げておきます。

○吉田法晴君 ですから、それはグラフに実績なり、表れておるわけですが、しよりのないというのじゃなくて、これは九州の電力料金問題についても、開発資金の圧迫から、こういうあれになるのだし、開発資金は国が持つべきだという原則に立ち帰つて、現状は間違ひなん、四百十一億要求しておつたから、それで済むというのじゃなくて、問題の所在をはつきりし、それから政府なり国の責任を明らかにして、開発資金を財政資金で原則的にはまかなうべきだ、こういう大きな、結局柱を打ち立てながら、財政資金の投入を増大させるような努力を公益事業局としてもやるべきではないか、あるいは通産省としてもやるべきではないか、こういうことを申し上げておきます。

○説明員(大堀弘君) 言葉を返すようであります、私は財政投融資で、電源開発を全面的に財政投融資に依存するといふ考え方は、私は現実的には無理な考え方ではないかと思つております。しかしながら、相当やはり財政資金で開発を援助すべきであるというように考えております。これは私の考えでございますが、現状は決して十分ではないと思つております。

これはさらにふやしたいと思つて、これはまあ何と申しまして、四千億という金は、財政投融資が全体で七千億なので、四千億というのは、お言葉ではございまして、そこまで財政資金で大きくやるということは、實際問題としては困難であろうと私は考えております。

○吉田法晴君 電源開発法の精神を引き合ひに出すまでもなく、実績からいって、この二十六年、二十七年当時の割合は、現状よりもはるかに高い。これは四〇％に近い。これは二十一ページの表、これは百分比の中で出されておる財政投融資の額が、公営の分を含んでですが、まさに四〇％。そうすると、総体が四千億にもなるから、その中で開発の四百十一億なり、あるいはその他を含んでやむを得なからうと、こういうことですけれども、その点は、来年度の四千億云々はあつたけれども、電源開発の資金は、もつと財政投融資から出さるべきだといふ点は、あなたの方としても言えるでしょう。

○説明員(大堀弘君) 当時二十六、七年前は、非常に極度に電源開発会社の経営状態が悪くて、ほとんど自力で資金の調達ができないような状態にありましたので、当初はやはり財政資金を重点的に注ぎ込んでやつておつたという感じがいたしますが、その後、ある程度内部調達もできるようになつて、しかも、全体の効率も上がつてきておりますから、財政投融資の割合としましては、やはりある程度低下して参つております。私どもは、これは決してこれで十分だと思つておりませんが、もつとできるだけ財政投融資に依存したい気持は、先生御指摘の通りで

ありますが、全体の事情から見まして、これを相当大幅にこれに期待するといふのは、現状からいって無理があるのじゃないかと思つてます。

私どもとしては、来年度は五百億はぜひともということに要請しておる次第であります。まあその辺は一つ御趣旨は十分了解いたしました、われわれの事情としましては、この程度が要求として精一ぱいのところじゃないかと考えております。この点一つ、御了解いただきたいと思います。

○吉田法晴君 各県とか、九州の全部の県、それから市町村等公共団体の値上げを反対をするときに、影響が大いだけに、特に九州だけそんなに高い料金を払わなければならぬかという公益事業の全体の方、これはまあ九分断されて、しかも、有利な水力その他安い電力の融通を實際に受け得ない現状になつておるところからの矛盾に對する意見というものは、開発資金が必要ならば、国家資金及び財政資金をもつと投入をしても、値上げは最小限度にとどむべきじゃないか、こういう意見が出ておりますことは御承知の通り、もつともな意見でありますだけに強く申し上げておるわけです。

これは局長だけでなく、省あるいは政府全体としてももつと研究しなきゃならぬことだと思つて、公共団体の意見も、もう一べん、取り次ぐだけにして、その問題は後日に譲りますが、なお、電気ガス税等について考慮をする意思があるかどうか。

○説明員(大堀弘君) 電気ガス税につきましては、従来産業用のものにつきまして、一部電気ガス税の免税があつたのでございまして、家庭用の電灯に

ついで、電気ガス税の免税ということは、従来前例がなかったものでございます。今回私どもとしまして、低いところ、つまり二百円ないし三百円ぐらいの使用料のところに對しては電気ガスを免税すべきであることを要請いたしまして、税制調査会の方でも、その問題を初めて今回取り上げてくれました。現在自治省の方へ問題を移して折衝いたしておるわけであります。

私どもとしましては、多少この考え方、基礎控除制でいくべきか、あるいは免税点制度でいくべきかというところで見解の相違がございます。私どもは基礎控除方式でぜひやりたい。どなたでも大体二百円から二百円以下の部分については免税になるという方が、広範にいけますので、現実的に実務をとる場合に非常に便利かと思ひます。免税点で二百円以下としますと、境目のところが非常にあいまいになってきてまして、月によって変わってくるようなこともございますので、基礎控除方式によりたいというので要請をいたしております。これは現在その案で関係方面とも折衝中でございます。

○吉田法晴君 時間もおそくなりましたから、最後に、きのうの九州出身の議員とそれから公益事業局の方たちとの間で論議をしました中で、九州だけが云々という点もありますが、公益事業のあり方、それからその公益事業の中の一社が、純然たる、これは投資の問題になります、私企業的な性格から、經理の面から値上げをせざるを得ない云々という、あれに對する納得しがたいものがある。公益事業じゃないか、公益事業ならば、財政投融資も、電源開発についても財政投融資をもつ

と出すべきであらうが、配当と関連をして、營利主義のために電力値上げが結果されるといふ点は納得しがたい、こういう話がございました。

それから先ほど来電力融通のことも申し上げましたが、公益事業という建前と、それから独占事業としての私的性、私企業的な性格との矛盾というもの、これは問題として根本的にあると思う。先ほど栗山委員からの説明の中にも、全体の問題ですが、特に大きな電力値上げ、その結果、その通りにはならぬというお話ですけれども、しかし相当高いものが出てくることは心配されますだけに、電力事業のあり方、それから投融資の関係もありますが、日本全体としての電力事業がどうな

り方、これは九分断された姿、いわば再々編成の問題を含んでおりますが、これは抜きがたいものがあるわけですが、全体として公益事業のあり方、あるいは新しい電源開発の仕方、それから電力の融通の問題を含んで、この電気事業のあり方、あるいは会社のあり方、再々編成の問題についてお考えはないか、承りたいと思ふ。

○説明員(大堀弘君) これはもう非常に基本的な問題でございますから、私ちょっとこの席で申し上げる適當な問題じゃないと思ひますが、電気事業は、再編成のときに九分割いたしました、これが結局民間会社であるが公益事業としての政府のコントロールを受けるという形の企業としてスタートしたわけで、これは先生御承知の通りでございますが、たとえば国鉄の場合には、私は、同じ公益事業としては、ほとんど国鉄と電気事業は近い性格じや

ないかと思ひますが、国鉄は公社であります、すべて財政資金でやる建前とされてゐる、そこに違いがあるかと思ひますが、電気事業は、こういうことでスタートした現状では、やはり民間企業としてのベースで会社は運営され、政府は公的な立場で公益事業としての監督をしてコントロールしていく、こういうことで資金調達の方から申しますと、やはり財政資金も一部は援助をし、民間資金も調達する形で電気事業の場合は進んでゐる。その途中でも電源開発会社が設立されましたときは、多少この考え方を修正したという話があるかもしれませんが、電源開発会社は、すべて財政資金で運用して建設をやつていく、それと相待つて電源開発をやつていくんだ。

九電力もやるし、電源開発会社もやるというところでございまして、これがばらばらに運用せられては非常にいい結果を得られないということで、広域運営方式で九電力と電源開発会社を一体となつて合理的な開発を進めようというところで、財政資金面では電源開発会社を中心となつてやつていく。つまり大きな水力開発とか、大きな金のかかるものとか、そういうものは電気が中心となつてやるし、九電力は火力その他手近なものをやつていくという形で、開発をまあ協力してやろうというのが現在進んでおる形でございます。

これは先ほど先生御指摘の広域運営方式の、もう少し理想的に持つていって、九社及び電気の有機的な連係を強めて合理的な開発をやつていく、こういうのが私どもの現状の立場でございます。

基本的な問題につきましては、これは全体の方針に關するものでございまして、なおまた上司と相談いたしませんと、私今ここで、いろいろ申し上げることはできない次第でございます。御了承願ひます。

○吉田法晴君 もっと安い電力を九州にだけは、どうして回せないかというのが一つですね、基本的な問題です。それからもう一つは、たとえばその値上げの理由が新しい電源開発のための資金というところにあるならば、電源開発資金を財政資金でまかなうべきじゃないかというものを含んで、あるいは九州における電費による電源開発のウェイトが少くないという点も含んで、九州だけがそういう犠牲をどうして払わなければならないかというやうな気持ちになるのです。そういう具体的な根本方針は、まああとでやるとして、その電力融通なり、あるいは電源開発を国家資金なり、あるいは電費で、もつとどうして九州ではやれないか、こういう疑問と主張に對しては、どういふふうにお考えになりますか。この点だけ。

○説明員(大堀弘君) ただいまお話のように電費が九州の開発に、もう少しよい担当をするという考え方は、もつともだと思ひます。それで私も、そういう意味では電費の運用というものについて、多少やはり地域的な考慮をしていく。若松に低品位炭火力をやる問題もございしますが、水力の開発についても、一方所今後は電費にやらずという話も進んでゐる点もございします。そういう意味で電費をできるだけ使つていくことはわれわれとしても十

分考慮していきたいと考えております。

それから開発資金の、財政資金の、開銀資金の配分等につきましても、これはまあある程度そういう考慮を加えてやるかどうか、こういう点については、まあわれわれも多少考慮をいたしているわけでもございまして、そういう点についても、十分検討していきたいと思つております。

○吉田法晴君 電力問題を含んで物価全体の問題の中で電力の問題というのは、先ほど栗山委員からも御指摘ありましたし、次の機会にいたします。

お願いをしておきたいことは、事務的な観点からどんどん進めて、そして聴聞会を開いたら、すぐとにかく確定に入り、実質的に認可されるということのないように、一つお願いをしておきたいと思ひます。

電力全体の問題の中での値上げ問題、それから物価政策と電力値上げ問題等については、別の機会にいたしたいと思ひます。

○栗山良夫君 時間がもうきましたから、この辺できょうは打ち切つてもらいたいと思ひますが、ただ、今吉田君のお尋ねを聞いておりましたが、今問題になつておる九州電力だけの問題をテーマにして議論しても、なかなか理解しにくい問題がある。それから九州電力がそれじゃそれでどうにか格好がついたら、この次に第二の電力会社が出てきたらまた同じことを繰り返して、理解がつかない問題がある。そういう意味ですから先ほど私がお願いいたしました問題点ですね、一番重要な点は、もう公益事業局長はわかり過ぎるくらいわかつておられるわけだから、

私のごく簡単な言葉の要求ですけれども、要領よく一つまとめていただいで、そして各方面から、とにかく企業格差が、こういうようにだんだん拡大してきた原因というものを網羅して、そしてこの委員会を通じてよく理解のできるように御協力をいただきたいと思ひます。

○向井長年君 質問は後日に譲るのですが、先ほど吉田委員から言われましたように、どうなんですか、公聴会を開くということをしるされたわけですか。

○委員長(鈴木幸弘君) 聴聞会。

○向井長年君 ああ、そうですか。それは、大体決定ですか。

○吉田法晴君 二十日にやる。

○向井長年君 九州ですか。九州の現地において。

○説明員(大堀弘君) さうでございます。

○向井長年君 この場でやるというわけじゃないのですか。

○吉田法晴君 だから聴聞会をやったといつて、どんどん進めてもらうということは困る。従つて、他のあれに対する関連もあることですから、この次の機会に全体の電力全体、そのうちの九州の問題、あるいは関連をすることから、公益事業局に対しては、事務的にどんなに進めないように一つ願いたい、全体の中で、あるいは物価政策との関連、あるいは電力全体の、これからの行政の中で、どういう工合にするかという納得なしには、一つ事務的に進め願うことはやめてもらいたい、こういう点を先ほど申し上げた、これは要望です。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。他に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。
午後一時十二分散会

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

海外経済協力基金法案

海外経済協力基金法案

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員等(第九条―第十九条)

第三章 業務(第二十―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十二条)

第五章 監督(第三十三条―第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「東南アジア等の地域」という。)の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供

給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外経済協力を促進することを目的とする。

(法人格) 第二条 海外経済協力基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所) 第三条 基金は、事務所を東京都に置く。

(資本金) 第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

一 附則第七条の規定により日本輸出入銀行から承継した資産の金額五十億円

二 附則第八条第二項の規定により日本輸出入銀行から承継した資産に相当する金額

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(定款) 第五条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項
八 公告の方法
2 定款の変更は、経済企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記) 第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限) 第七条 基金でない者は、海外経済協力基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用) 第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

第二章 役員等

第九条 基金に、役員として、総裁一人、理事二人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限) 第十条 総裁は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の任命) 第十一条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、総裁が任命する。この場合において、理事のうち一人は、日本輸出入銀行の総裁の推薦に基づき、日本輸出入銀行の理事のうちから任命するものとする。

(役員の任期) 第十二条 役員の任期は、四年とする。

2 日本輸出入銀行の理事のうちから任命された理事は、その任期中に日本輸出入銀行の理事でなくなつたときは、理事の職を退任したものとす。

3 役員は、再任されることができ

(役員の欠格事項) 第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任) 第十四条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに不適しいと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとす。

(役員及び職員)の兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官が、役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 基金と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(運営協議会)

第十七条 基金に、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、総裁の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3 運営協議会は、前項に規定する事項について、総裁に意見を述べることができる。

4 運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(職員の任命)

第十八条 基金の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員)の地位)

第十九条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 基金は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との経済交流を促進するため緊要と認められる事業(以下「開発事業」という。)のために必要な資金を貸し付けること。

二 開発事業の遂行のため特に必要がある場合において、前号の規定による資金の貸付けに代えて出資すること。

三 開発事業の準備のための調査又は開発事業の試験的実施のために必要な資金を貸し付けること。

四 前三号の業務に関連して必要な開発事業に関する調査を行なうこと。

第二十一条 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第一号若しくは第三号の資金の貸付け又は同条第二号の出資をすることができる。

一 その開発事業につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けること又は基金以外の者から出資を受けることが困難であると認められる場合

二 その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合(業務方法書)

第二十二条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、出資の方法、元利金の回収の方法並びに事務の委託の要領等を記載しなければならない。

(事務の委託)

第二十三条 基金は、業務方法書の定めるところにより、その事務の一部を日本輸出入銀行に委託することができる。

2 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかかわらず、前項の規定による委託に係る事務を行なうことができる。

(金融機関との競争禁止等)

第二十四条 基金は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その行なう業務について、日本輸出入銀行の業務との調整に努めるとともに、一般の金融機関と競争してはならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十六条 基金は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に、これを経済企画庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により、財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を含め、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を附なければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 基金は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その

不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 日本銀行への預金

第三十一条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項の総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督

第三十三条 基金は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十四条 経済企画庁長官は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、事務の状況若しくは帳簿、書類その他

必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十五条 基金の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第三十六条 経済企画庁長官は、この法律の規定により認可又は承認をしようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

第七章 罰則

第三十七条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 第七條の規定に違反して海外経済協力基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十条までの規定は、同日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 内閣総理大臣は、基金の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、これを経済企画庁長官に提出して設立の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(日本輸出入銀行からの資産の承継等)

第七條 基金は、その成立の時に於いて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第十條第三号の規定により政府から日本輸出入銀行に対し出資されていた五十億円の金額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

第八條 日本輸出入銀行は、昭和十五年四月一日から前条の規定により資産が承継される日の前日までの期間において、東南アジア開発協力基金の勘定において損益計算上利益を生じたときは、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第一項並びに日本輸出入銀行法第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、前条の規定により資産が承継される日の前日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、その成立の時に於いて、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四条第一項の規定による積立金及び前項の規定による積立金の合計額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

(経過規定)

第九條 この法律の施行の際現に海外経済協力基金という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十條 基金の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十六年三月三十一日に終わる。

第十一條 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六條中「毎事業年度開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十二條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ次に次の一号を加える。

六ノ二ノ三 海外経済協力基金ノ登録證書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

第五條第六号ノ二ノ次に次の一号を加える。

六ノ二ノ三 海外経済協力基金ノ登録證書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に、「海外経済協力基金」を加える。

法律の一部を次のように改正する。

第一条中「日本輸出入銀行」を削る。

第十条第三号を次のように改める。

三 削除

第十一条第一項第三号を次のように改め、同条第三項を削る。

三 削除

第十二条第一項中「(日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定)」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第十三条第三項から第五項までを削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第十九条 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項を削る。

第十八条の三中「(第四条第一項)」を「(第四条)」に改める。

(経過規定)

第二十条 附則第十八条の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定による日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金の勘定の昭和三十五年度の決算及び損益の処理に関しては、附則第八条に規定するものを除き、なお従前の例による。

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

昭和三十五年十二月二十日印刷

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ五の次に次の一条を加える。

第六条ノ六 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加シ之ヲ二千万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八条ノ五の次に次の一条を加える。

第八条ノ六 政府ハ第六条ノ六ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為二十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十二月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、水資源開発関係予算に関する諸願(第四号)

一、新潟市に東北電力火力発電所建設の諸願(第一五五号)

一、消費者物価値上り防止に関する諸願(第六一五号)

一、九州電力料金値上げ反対に関する諸願(第一〇五五号)

第四号 昭和三十五年十二月五日受理

水資源開発関係予算に関する諸願

昭和三十五年十二月二十一日発行

参議院事務局

請願者 滋賀県議会議長 奥村悦造

最近わが国の産業経済は、めざましい発展を遂げているが、さらに飛躍的な拡大成長を図るためには産業経済の動向を把握し、長期の見とおしを確立して適格な施策を講ずる必要があり、なかでも人口の大都市集中や大工業の急速な発展に対処する水資源の確保と高度利用の具体的計画の策定は緊急を要すると考えられる。近畿経済圏においてもこのような考えから琵琶湖の開発につき関係府県相互間で検討しているが、特に本県は琵琶湖との依存関係において発達してきたものであり、これが開発の方式いかんによつては多大の影響を受けることは明らかであるから、本計画の策定に当つては、本県の権益を尊重し、さらに住民の福祉と県産業を助長せしめる合理的な計画と適正なる補償の要請にこたえ、かつ湖水の高度利用を図るため科学的、技術的総合調査態勢を確立して行なうよう昭和三十六年度予算に、これが所要の調査費を計上せられたとの諸願。

第一五五号 昭和三十五年十二月五日受理

新潟市に東北電力火力発電所建設の諸願

請願者 新潟県議会議長 丸山直一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

東北開発の促進等によつて、東北地方の電力需要は著しく増加し、かつ増勢を示しているため、現在生産活動を進展させるうえに電力の供給面が隘路となつてゐる。特に東北随一の電力消費

費である新潟県は、既に需要量確保に困難をきたしており、さらに今後工場誘致の推進、企業の長期にわたる計画的な生産態勢の整備等による電力需要の大幅な増加を想定した場合、このあい路の打開は、本県に火力発電所を建設する以外に対策がないと考えられるから、東北電力株式会社が新潟市に建設する計画の火力発電所の早期実現を積極的に図られたとの諸願。

第六一五号 昭和三十五年十二月六日受理

消費者物価値上り防止に関する諸願

請願者 長野県議会議長 羽田義知

紹介議員 羽生 三七君

昨年来ラジオ聴取料二十六パーセント、新聞十八・二十四パーセント、ガス代十一・五パーセントの値上りがあり、また、続いてふる、牛乳、食肉、クリーニング、電気料金などが相ついで値上りを示し、国民の生活に深刻な影響を与えている。これは、今日の諸物価が放送料、郵便料金など、ごく一部を除いて、電気、ガスなどの公益料金をはじめ大部分のものが、名目的な審議会を経て、簡単に値上げがきめられてしまつたため、消費者の声を反映させる道がほとんど、とゞざれてゐるところに問題があると思われ、から、消費者物価の値上りを防ぐために、消費者の声を物価対策に反映させることができるよう抜本的な対策を講ぜられたとの諸願。

第一〇五五号 昭和三十五年十二月八日受理

九州電力料金値上げ反対に関する諸願

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

一六

請願者 熊本県本渡市議会議長 小野川 佑

紹介議員 森中 守義君

今回九州電力は、平均一七・五五パーセントの料金値上げを申請したが、その内容をつぶさに検討するとき、現在既に九州の料金は電力、電燈とも全国平均を上回つており、今回の値上げ申請が認められると全国一高い料金となり、料金地域差は極端に開く一方で工場誘致はもたらぬこと、農業の近代化、中小企業の経営合理化はとんざをきたし、特に家庭生活に及ぼす直接間接の影響は極めてじん大であるから、今回の九電申請にかかる料金値上げに対して、絶対反対の意志を表明するとともに九電がかかる値上げの方策をとるに至つた諸要因の解消については、政府において別途適切な措置を講ぜられたとの諸願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

一六

請願者 熊本県本渡市議会議長 小野川 佑

紹介議員 森中 守義君

今回九州電力は、平均一七・五五パーセントの料金値上げを申請したが、その内容をつぶさに検討するとき、現在既に九州の料金は電力、電燈とも全国平均を上回つており、今回の値上げ申請が認められると全国一高い料金となり、料金地域差は極端に開く一方で工場誘致はもたらぬこと、農業の近代化、中小企業の経営合理化はとんざをきたし、特に家庭生活に及ぼす直接間接の影響は極めてじん大であるから、今回の九電申請にかかる料金値上げに対して、絶対反対の意志を表明するとともに九電がかかる値上げの方策をとるに至つた諸要因の解消については、政府において別途適切な措置を講ぜられたとの諸願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

一六

請願者 熊本県本渡市議会議長 小野川 佑

紹介議員 森中 守義君

今回九州電力は、平均一七・五五パーセントの料金値上げを申請したが、その内容をつぶさに検討するとき、現在既に九州の料金は電力、電燈とも全国平均を上回つており、今回の値上げ申請が認められると全国一高い料金となり、料金地域差は極端に開く一方で工場誘致はもたらぬこと、農業の近代化、中小企業の経営合理化はとんざをきたし、特に家庭生活に及ぼす直接間接の影響は極めてじん大であるから、今回の九電申請にかかる料金値上げに対して、絶対反対の意志を表明するとともに九電がかかる値上げの方策をとるに至つた諸要因の解消については、政府において別途適切な措置を講ぜられたとの諸願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

一六

請願者 熊本県本渡市議会議長 小野川 佑

紹介議員 森中 守義君

今回九州電力は、平均一七・五五パーセントの料金値上げを申請したが、その内容をつぶさに検討するとき、現在既に九州の料金は電力、電燈とも全国平均を上回つており、今回の値上げ申請が認められると全国一高い料金となり、料金地域差は極端に開く一方で工場誘致はもたらぬこと、農業の近代化、中小企業の経営合理化はとんざをきたし、特に家庭生活に及ぼす直接間接の影響は極めてじん大であるから、今回の九電申請にかかる料金値上げに対して、絶対反対の意志を表明するとともに九電がかかる値上げの方策をとるに至つた諸要因の解消については、政府において別途適切な措置を講ぜられたとの諸願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局